



2022年5月13日

各 位

上場会社名 CKD株式会社  
代 表 者 代表取締役 社長執行役員  
奥岡 克仁  
(コード番号 6407 東証プライム、名証プレミア)  
問 合 せ 先 総務部長 山田 純市  
電 話 番 号 0568 - 74 - 1111

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第102期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 株主総会及び取締役会の柔軟かつ機動的な運営を可能とすることを目的に、現行定款第12条及び第14条を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)において定款の定めにより社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったため、監査役についても、その期待される役割を十分に発揮出来るよう、定款第36条(監査役の実任免除)の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(予定)  
定款変更の効力発生日 (1) 2022年6月24日(予定)  
(2) 2022年9月1日(予定)  
(3) 2022年6月24日(予定)

以 上

<別紙>

変更案の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じて、愛知県小牧市又は名古屋市中区にてこれを招集する。</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第16条～第35条 (条文省略)</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じて、愛知県小牧市又は名古屋市中区にてこれを招集する。</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役会長又は取締役社長に事故があるときなど必要に応じて</u>、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役会長又は取締役社長に事故があるときなど必要に応じて</u>、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を</p>

現行定款	変更案
<p>を含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p>	<p>含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(附則) <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上